

平成 21 年 3 月 31 日現在

研究種目： 基盤研究（C）
 研究期間：2007～2008
 課題番号： 19530040
 研究課題名（和文） 国際法における個人責任原則の機能と動態
 国際法実現プロセスの多元化に関する研究
 研究課題名（英文） Individual Responsibility under International Law: Research on
 the Multiple Aspects of Realizing the Purpose of International Law
 研究代表者
 古谷 修一（FURUYA, Shuichi）
 早稲田大学・法務研究科・教授
 研究者番号：50209194

研究成果の概要：

本研究は、国際法における個人責任原則の実際的な機能を、法適用過程と法調整過程という二つのモデルを立てながら、種々の国際刑事裁判機構の設立文書・判例、個人賠償に関する国際文書などの分析を通して解明することを目的とした。国際法の個人に対する直接的な適用に基礎をおく個人責任原則が、国内法秩序との関係で複雑な問題を惹起させる点に着目し、これが現実に処理されている過程を実証的に検討し、その特質を明らかにした。

交付額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2007年度	1,400,000	420,000	1,420,000
2008年度	1,300,000	390,000	1,690,000
年度			
年度			
年度			
総計	2,700,000	810,000	3,510,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：法学・国際法学

キーワード：国際公法

1. 研究開始当初の背景

従来、国際法における責任論（国際責任論）は、一般的に国家の責任の問題として理解され、しばしば国際責任は国家責任と同義のものとして議論されてきた。これは、国際法が国家の行動を通してその規範内容を現実化するという、法実現プロセスを念頭においてきたことの反映である。国際法が規律するの

が専ら国家間の関係であり、国際法の主体が国家であるという伝統的な前提は、国際法規範を履行する機関もまた国家であり、国家というチャンネルを通して初めて国際法規範の具体的内容は実現されるという構造を想定するものであった。

しかしながら、こうした国家を主軸とした

国際法実現プロセスの単線的把握は、徐々に国際法現象の現実と乖離し始めている。旧ユーゴ国際刑事裁判所（ICTY）、ルワンダ国際刑事裁判所（ICTR）、国際刑事裁判所（ICC）といった国際刑事司法機関の相次ぐ設置は、個人の刑事責任を追及することにより、国際人道法・人権法の履行確保をはかる機能を果たしている。また、国連はスーダンやアフガニスタンに対する経済制裁を行うに際して、関連する国家の政治的・軍事的指導者を個別にターゲットとして資産凍結・渡航制限などを実施している。こうした「スマート・サンクション」と呼ばれる措置は、より実効性の高い制裁方法として、国連の制裁措置の重要な一部を構成し始めている。さらに、国際テロリズムの規制に関連して、安全保障理事会はアルカイダその他の私的団体とその中心者個人を名宛人として、さまざまな制裁・規制措置を打ち出すに至っている。

これらの現象は、一見するところ、それぞれ背景を異にする別個の問題と理解される。しかし、その根底には、二つの共通する要請が存在すると考えられる。第一は、これまで国際法の規範内容の実現を支えてきた国家が弱体化する傾向にあり、これを補完するような実現方法を探る必要があるということであり、第二は国際法規範が実現しようとする内容が複雑に交錯するようになり、これを確実に仕分けし、それらの規範内容をより実効的に達成する方法が求められてきているということである。

国際法はこれまで、一定の領域を責任もって統治する政府が存在し、それが代表する国家によって国際義務が担われることを前提としてきた。ところが、近年顕著に見られる「崩壊国家」(failed states)の現象に直面すると、こうした前提に立つ国際法実現は実質的に意味を失う。こうして、直接の行為者であ

る個人に国際法上の義務を負わせ、これによって国際法規範の内容を実現することが求められているのである。また、国家全体に制裁を課すことは、結局は最も弱い一般民衆を苦境に陥れる一方で、本来はその政策判断を変更させることを目的としている政治指導者にはそれほど大きな影響を与えることができないという現実がある。制裁の実施は、それが厳しくなればなるほど、国際人権規範が実現しようとする内容と抵触するという矛盾を生むことになる。加えて、テロ組織のような非国家主体の台頭は、そもそも国家を単位とする国際法の実現という前提そのものを問い直すことを迫ってきている。現代国際法の先端的問題は、各々根源は異なるとしても、関連する国際法規範の実現過程に脱国家的要素を持ち込まざるをなくなってきたおり、こうした流れが個人責任の援用へと行き着いていると理解できる。

2. 研究の目的

本研究の目的は、個人を国際法規範の直接の名宛人とし、その責任を問う「個人責任原則」を、国際法実現プロセスの多元化の一面として、包括的に検討することにある。

この目的ため、本研究では、個人責任原則の実際的な機能を、二つの側面に注目して検討する。第一は、国際法規範が個人に対し直接に適用され、これに義務を課するという国際法規範の適用過程における特殊性である。国際法は国家を介在させることなく、個人に直接に適用されることから、従来の責任論において議論されてきた責任発生要件、違法性阻却、責任の効果などの問題は、個人責任に特有の要素を考慮して再構成することが求められる（以下、「法適用過程」）。第二は、こうした個人への直接的な法適用は、国内法体系において積極的または消極的な抵触を引き起こす可能性をはらんでおり、これを調

整・解決する必要がある。国家の刑事管轄権との衝突回避の問題はその典型であるが、これ以外にも、主権免除・外交免除との関係、国内・国際人権基準との抵触、個人責任を追究する国際裁判所への司法共助の円滑な推進など、個人責任の実現は国内法制そのものや従来から存在する国際法規範の国内実施過程との調整を必要とする（以下、「法調整過程」）。

本研究は、こうした法適用過程と法調整過程の二つの側面から、個人責任原則の機能と動態を分析することを目指した。具体的には、（１）法適用過程の問題とし、個人責任の発生要件（個人に義務を課す国際法規範の性格、実行責任と監督責任の関係）、責任免除の可能性（公的資格と責任との関係、国内法上の合法措置・上官命令の抗弁、時効・錯誤その他の法の一般原則との関係、刑事責任阻却事由）、責任の法的効果（国家責任とのリンク、刑事責任と民事賠償責任の関係）について、国内判例や国際刑事裁判の実行を横断的に分析する。

さらに、（２）法調整過程の問題として、国内法上・国際法上の責任免除原則との関係（外交免除・主権免除、国家元首の無問責）、国際刑事裁判所の手続命令・安保理の措置要求などの国内法上の実施（憲法体制との整合性、適正手続などの国内手続法上の保障との整合性）、国内人権・国際人権基準との関係（個人責任追究過程に関する人権基準適合性判断の可否、適合性判断を行うためのメカニズム）について、各国の国内法制・国内判例、人権条約実施機関の判断などを比較検討する。

３．研究の方法

平成 19 年度は、国際刑事裁判に関する一般的な文献・資料や ICC 規程の審議過程に関する文献・資料を検討することにより、主と

して法適用過程の諸問題に関する分析を行い、個人責任原則の実体的な内容を解明した。

加えて、ICTY と ICC における実行に関して、資料収集・インタビュー・意見交換を行うため、オランダ・ドイツに出張した。国際刑事裁判に関連する資料を集中的に収集しているオランダ・ユトレヒト大学・Netherlands Institute of Human Rights (SIM) に滞在し、関係資料を収集するとともに、上官責任や上官命令の抗弁に関連して、ICTY 検察局の関係者にインタビューを行った。また、ICC において、被害者の賠償請求手続に関する資料の収集を行った。ドイツにおいては、ILA の「戦争犠牲者のための補償委員会」の報告者を本研究者とともに訪れているフランクフルト大学の Rainer Hofmann 教授と意見交換を行い、加害者個人の賠償支払義務に関するヨーロッパ諸国の実行について情報を得た。

平成 20 年度は、経済制裁に関する図書、国際人権法・テロ規制に関連する資料を検討することにより、法調整過程の諸問題に関する分析を行い、個人責任原則と国内法制との関係性について解明を試みた。また、フランス・パリ第 1 大学および第 11 大学において、スマート・サンクションの実施に関連する資料収集・インタビューを行った。

４．研究成果

本研究を実施した結果、以下のような成果を収めることができたと考えられる。

（１）ニュルンベルグ・東京裁判以来の国内判例、ICTY・ICTR などの国際判例の分析をとおして、実行責任と監督責任（上官責任）の二元的構造の特質を明らかにすることができた。とりわけ、ICC 規程 28 条の成立過程を、ILC 草案、Ad Hoc 委員会草案、準備委員会での議論などに着目しながら検討し、上官責任の射程が拡大することによ

って、「個人責任の集団責任化」とでも呼ぶべき現象が発生していることを解明した。

(2) 公的資格、国内法上の合法性、上官命令といった責任免除の抗弁の妥当性につき、ニュルンベルグ諸原則の定式化における議論まで遡って検討するとともに、実務的にはこれらの点が先鋭的に問題となる混合刑事裁判での取扱いを、シエラレオネ特別裁判所、コソボ・パネル、東ティモール・パネル、カンボジア特別裁判所、イラク特別裁判所などの規程・裁判例を含めて検討した結果、こうした責任免除の抗弁が一方で厳格に排除される傾向がある反面、基準が明確になる過程においてむしろ免除が認められる事由が拡大される側面があることを解明した。

(3) ICCにおける被害者賠償請求の手続を分析し、個人の刑事責任と民事賠償責任の関係についてその骨格を検討するとともに、国連人権委員会(Commission on Human Rights)が2005年に採択したBasic principles and guidelines on the right to a remedy and reparation for victims of gross violations of international human rights law and serious violations of international humanitarian lawの作成過程、国際法協会(ILA)の「戦争犠牲者のための補償委員会」が審議している補償措置の内容などを検討することにより、個人の民事賠償責任の性格について、国家の賠償責任との関係も含めて解明した。

(4) スマート・サンクションの実施に関する国連の体制とこれに対応する各国法制について、対スーダン制裁、対アフガニスタン制裁、対アルカイダ制裁を対象として検討した結果、制裁対象者リストの作成過程、再審議手続に関する安保理の実行が、対国家に対する伝統的な対応をその基盤にすえながら、徐々に個人の責任を問題と

する構造へと展開したことを跡づけた。とりわけ、こうした転換の過程において、安保理が行政的な機能を強力に推し進める傾向にあることを明らかにし、これとの関係で個人責任の追及が人権保護の問題と交錯する現実の課題を鮮明にした。

(1)の成果は、後述の国際法学会における研究報告として結実し、その報告内容は個人責任に関してまったく新しい観点からの分析として評価されている。また、(3)の成果は、後述のInternational Law Association 国際大会(ブラジル・リオデジャネイロ)における報告内容となり、大規模な数の個人被害者が補償を請求するメカニズム(Mass Claims Procedure)の創設に関する基礎研究として、高く評価されている。また、(2)(4)に関しても、それぞれ論文となり後述の「雑誌論文」に掲載されている。

5. 主な発表論文等
(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計10件)

1. 古谷修一「国際テロリズムに対する国連安保理の対応 立法的・行政的機能の拡大」、村瀬信也編『国連安保理の機能変化』(東信堂、2009年)41-55頁(査読なし)。
2. 古谷修一「国際組織犯罪防止条約と共謀罪の制定 条約の国内実施の観点から」、島田征夫・古谷修一編『国際法の新展開と課題』(林司宣先生古稀祝賀論文集)(信山社、2009年)31-55頁(査読なし)。
3. Shuichi Furuya, "Draft Model Statute of an *Ad Hoc* International Compensation Commission" in INTERNATIONAL LAW ASSOCIATION, RIO DE JANEIRO CONFERENCE, FIRST REPORT OF COMPENSATION FOR VICTIMS OF WAR (2008), pp. 23-31 (査読なし)。
4. 古谷修一「国際組織犯罪防止条約と共謀

罪の立法化 - 国際法の視点から - 』『警察学論集』61 巻6号(2008年) 143-168 頁(査読なし)。

5. 古谷修一「国際テロリズムに対する国連安保理の対応 立法的・行政的機能の拡大」『国際問題』570号(2008年) 45-55 頁(査読なし)。
6. 古谷修一「主権免除と戦後補償」『法律時報』80 巻4号(2008年) 93-98 頁(査読なし)。
7. 古谷修一「国際刑事裁判制度における被害者への賠償」『早稲田法学』83 巻3号(2008年) 155-181 頁(査読あり)。
8. 古谷修一「国際刑事裁判権の意義と問題 国際法秩序における革新性と連続性」、村瀬信也・洪恵子共編『国際刑事裁判所 最も重大な国際犯罪を裁く』(東信堂、2008年)所収、3-39 頁(査読なし)。
9. Shuichi Furuya, “State Cooperation”, in A. KLIP AND G. SLUITER EDS., ANNOTATED LEADING CASES OF INTERNATIONAL CRIMINAL TRIBUNALS, VOL. 11 (2007), pp. 534-538(査読なし)。
10. 古谷修一「国際刑事裁判所の歴史と現在の動向」『法律のひろば』60 巻9号(2007年) 4-12 頁(査読なし)。

[学会発表](計 2 件)

1. 古谷修一「個人の国際責任と組織的支配の構造 脱国家責任体系の機能的限界と克服の試み」 国際法学会 2008 年度秋季大会(2008年10月11日・東京外国語大学)。
2. Shuichi Furuya, “A Model Statute of An *Ad Hoc* Compensation Commission”, International Law Association, 73rd Conference (August 19, 2008), Rio de Janeiro, Brazil.

6. 研究組織

(1)研究代表者

古谷 修一 (FURUYA SHUICHI)
早稲田大学・法務研究科・教授
研究者番号：50209194